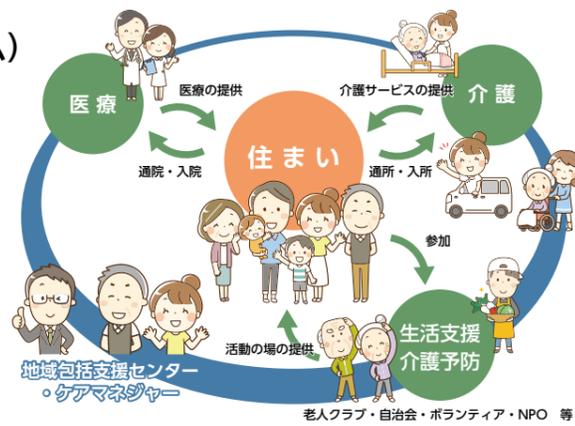


## ●白石市の将来像（地域包括ケアシステム）

「住まい」、「医療」、「介護」、「介護予防」、「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようになります。



## ●介護サービス費の推移

単位：千円

	令和3年度 実績額	令和4年度 実績額	令和5年度 見込額	令和6年度 見込額	令和7年度 見込額	令和8年度 見込額
在宅サービス	1,344,003	1,340,591	1,377,757	1,382,169	1,361,262	1,345,695
居住系サービス	323,547	326,745	329,621	323,296	323,705	323,705
施設サービス	1,476,416	1,458,355	1,384,049	1,396,485	1,398,251	1,398,251
地域支援事業費	197,323	187,889	206,651	214,063	213,598	212,594

## ●令和6～8年度の第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料が変わります

所得段階	対象者	保険料率	保険料 月額	保険料 年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の年金収入等が80万円以下の方	基準額 ×0.285	1,596円	19,100円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の年金収入などが80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.485	2,716円	32,500円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の年金収入などが120万円超の方	基準額 ×0.685	3,836円	46,000円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の年金収入などが80万円以下の方	基準額 ×0.9	5,040円	60,400円
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の年金収入などが80万円超の方	基準額	5,600円	67,200円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	6,720円	80,600円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	7,280円	87,300円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	8,400円	100,800円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	9,520円	114,200円
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	10,640円	127,600円
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	11,760円	141,100円
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	12,880円	154,500円
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.4	13,440円	161,200円

※低所得世帯の負担軽減のため、第1段階から第3段階までは公費により保険料率を低減しています。

介護保険サービスにかかる費用は、半分が公費、残りの半分は皆さんが納める保険料を財源としています。

65歳以上の第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%、40～64歳までの第2号被保険者の負担は27%です。65歳以上の方が納める保険料は左の表のとおりで、「基準額」をもとに、所得や課税状況に応じて段階的に設定しています。本計画では所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行うため、国が示す13段階に分けています。

保険料額については、物価高騰や経済状況の変化などを踏まえ、過度な負担が生じないように、市で保有している基金を充て基準額を第8期計画と同額の月額5,600円としました。

なお、第2号被保険者の介護保険料は、加入している医療保険と一緒に納付します。

※7月上旬に令和6年度の介護保険料決定通知書を税務課から送付します。

☎税務課 ☎22-1313

# 白石市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定しました

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、3年を周期として一体的に定めるものとされており、今回、令和6年度から令和8年度までの第9期計画を策定しました。

☎長寿課 ☎22-1361  
地域包括支援センター ☎22-1466

## お互いの自分らしさを認め合い、支え合いながら、いつまでも暮らし続けられるまち

本計画は、前期計画の基本理念を引き継ぎ、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年、さらに団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和32年に向けて、高齢者一人一人が自身の健康を維持しつつ、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「介護予防」、「生活支援」が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの充実、向上を目指します。

### 目標1 生きがいづくりと社会参加、地域での支え合いの促進

高齢者が健康で生きがいのある充実した生活を送るため、高齢者のニーズを捉えながら多様な交流の場や社会参加できる機会づくりを進めていきます。また、高齢者が培ってきた豊かな経験や知識、技術を活かし、高齢者の生きがいづくりにつながる活動を支援します。

- ・生きがいデイサービス事業（ほっとくらぶ）
- ・老人福祉センター利用助成事業
- ・市民バス、乗合タクシーの運行
- ・高齢者バス乗車証等交付事業
- ・高齢者スポーツの推進・普及事業
- ・地域コミュニティ活動のための人材育成 など

### 目標2 いつまでも元気で暮らせる健康づくり

健康づくりの普及啓発、健康運動教室などの機会の提供を行うとともに、地域全体で健康づくりや介護予防に取り組むことができる仕組みづくりを進めていきます。さらに、要介護状態になっても生きがいや役割を持ち生活できる地域づくりを目指します。

- ・自立支援、介護予防・重度化防止のための取り組み
- ・介護予防ケアマネジメント事業
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・保健事業と介護予防の一体化 など

### 目標3 地域包括ケアの充実・推進

地域包括ケアシステムの充実に向けて、その中心となる地域包括支援センターの体制充実を図ります。また、高齢者が自立した生活を続けられるよう、支援の充実や在宅医療・介護の連携を推進するほか、地域住民が可能な範囲で支え合い、協働できる「地域共生社会」の実現を目指します。

- ・総合相談業務の充実
- ・権利擁護業務の充実
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ・切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築
- ・医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援 など

### 目標4 安心して暮らせるためのまちづくりの推進

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実や医療と福祉・介護の連携強化を図ります。また、住民が認知症を「わが事」として参画するまちを目指します。

- ・認知症サポーターの養成と活用
- ・認知症初期集中支援推進事業
- ・配食サービス事業
- ・高齢者タクシー利用助成事業
- ・住宅改修支援事業
- ・高齢者虐待防止ネットワークの強化 など

### 目標5 介護保険事業の充実

高齢者が、介護が必要な状態となっても、それぞれのニーズにあった適切なサービスを選択できるようなサービスの見込量に応じて計画的に介護保険サービスを整備します。

- ・介護給付等費用適正化事業
- ・地域密着型サービス事業者などに対する指導
- ・サービス提供体制の整備の推進
- ・相談窓口の強化 など